

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 広島県規則第十九号

#### 医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和三十二年広島県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第四条第一項第七号」を「第四条第一項第六号の三」に改める。

第四条第一項第一号中「第一条第一項」を「第一条の十四第一項」に改め、同項第一号の二中「第一条第五項」を「第一条の十四第五項」に改め、同項第三号中「第六条」を「第六条第一項」に改め、同項第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三 令第五条の五の規定による社会医療法人の認定申請書

#### 別記様式第六号の三

第四条第一項第七号の二中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改め、同項第七号の三中「第三十一条の三」を「第三十一条の四」に改め、同項第七号の四中「第三十一条の四」を「第三十一条の五」に改め、同項第八号中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改め、同項第十号中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改め、同条第二項第一号の二中「許可申請書」を「許可申請」に改め、同項第一号の三中「第三条の二」を「第三条の三」に改め、同項第十九号中「診療用放射性同位元素」を「診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素（以下「診療用放射性同位元素等」という。）に改め、同項第十九号の二及び第二十二号から第二十三号の二までの規定中「診療用放射性同位元素」を「診療用放射性同位元素等」に改め、同項第二十四号中「省令第三十三条」を「法第五十二条第一項」に、「決算」を「書類」に改め、同項第二十四号の二及び第二十五号中「政令第五十五条の七」を「令第五条の十二」に改め、同項第二十五号の二中「政令第五条の八」を「令第五条の十三」に改め、同項第二十七号中「法第五十六条第二項」を「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号。次号において「医療法等改正法」という。）附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二条の規定による改正前の法（次号において「旧法」という。）第五十六条第二項」に改め、同項第二十八号中「法第五十六条第三項」を「医療法等改正法附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第五十六条第三項」に改め、同項第二十九号中「第六十八条」を「第六十八条第一項」に改め、同項第三十号中「清算終了届出」を「清算終了の届出」に改める。

別記様式第一号の注2中「第一条第一項ただし書」を「第一条の14第一項ただし書」に改める。

別記様式第六号の二中

地域医療支援病院紹介率	$\frac{(A+B)}{C}$	%	算定期間	平成	年	月	日から
				平成	年	月	日まで

算 出 根 拠	A：紹介患者の数		人
	B：救急患者の数		人
	C：初診患者の総数		人

を

他の病院又は診療所に紹介した患者の数			人
うち「A：紹介患者の数」に掲げた患者の数			人

「

地域医療支援病院紹介率	$\frac{(A+B)}{C}$	%	地域医療支援病院逆紹介率	$\frac{D}{C}$	%
			算定期間	平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで
算 出 根 拠	A：紹介患者の数				人
	B：救急患者の数				人
	C：初診患者の総数				人
	D：他の病院又は診療所に紹介した患者の数				人

を

改め、同様式の注2を次のように改める。

- 2 地域医療支援病院紹介率が60%以上80%以下で地域医療支援病院逆紹介率が30%以下の病院にあつては、承認後2年間で地域医療支援病院紹介率80%を上回るとするための具体的な年次計画を併せて提出すること。

別記様式第6号の2の次に次の一様式を加える。

社会医療法人認定申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地  
法人 名 名  
代表者 氏 名  
⑩

次のとおり社会医療法人としての要件に該当するので、認定してください。

1 当該医療法人が行っている業務（県が作成する医療計画に記載されたものに限る。）

- (1) 救急医療
- (2) 災害時における医療
- (3) へき地の医療
- (4) 周産期医療
- (5) 小児医療（小児救急医療を含む。）
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療

2 1の業務を行っている病院又は診療所の名称及び所在地

名 称	所 在 地	該 当 す る 業 務

3 添付書類

- (1) 定款又は寄附行為の写し
- (2) 申請時の直前に終了した会計年度について医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類
- (3) 医療法第42条の2第1項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類

注 1 1については、該当する業務全ての項目番号に○印をつけること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第七号の二中 「(2) 理事長就任承諾書」を 「(2) 理事長就任承諾書  
に改  
める。  
別記様式第七号の二中 「(2) 理事長就任承諾書」を 「(3) 理事会の議事録の写し」  
に改  
める。

別記様式第十三号中

「助産所嘱託医師 氏名 住所」を

助産所嘱託医師	氏名	住所
助産所嘱託医師 を定めたものと みなす医療機関	名称	住所
助産所嘱託 医療機関	名称	住所

に

改める。

別記様式第十五号中

「 嘱託医師

住所	氏名
住所	氏名

を

「 嘱託医師

住所	氏名
住所	氏名

に

嘱託医師を定めたものとみなす医療機関

住所	名称
住所	名称

嘱託医療機関

住所	名称
住所	名称

改める。

別記様式第二十七号及び別記様式第二十七号の二を次のように改める。

様式第27号

診療用放射性同位元素等備付届

平成 年 月 日

広島県知事 様

管理者 住所  
氏名 ㊟

次のとおり 診療用放射性同位元素 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 を備え付けます。

- 1 病院又は診療所の名称
- 2 病院又は診療所の所在地
- 3 年内に使用を予定している診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類、形状及びベクレル単位をもつて表した数量
- 4 ベクレル単位をもつて表した診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類ごとの最大貯蔵予定数量、1日の最大使用予定数量及び3月間の最大使用予定数量
- 5 診療用放射性同位元素の使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設並びに診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要
- 6 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する医師又は歯科医師の氏名及び放射線診療に関する経歴

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第27号の2

診療用放射性同位元素等翌年使用予定届

平成 年 月 日

広島県知事 様

管理者 住所  
氏名 ④

次のとおり翌年において 診療用放射性同位元素 の使用を予定します。  
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

- 1 病院又は診療所の名称
- 2 病院又は診療所の所在地
- 3 翌年において使用を予定する診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類, 形状及びベクレル単位をもつて表した数量

注 用紙の大きさは, 日本工業規格 A列 4 とする。

別記様式第二十八号中「診療用放射性同位元素備付届」を「診療用放射性同位元素等備付届」と改める。

別記様式第二十一号を次のように改める。

様式第31号

診療用放射性同位元素等廃用届

平成 年 月 日

広島県知事 様

管理者 住所  
氏名 ㊟

次のとおり 診療用放射性同位元素  
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 を廃用しました。

- 1 病院又は診療所の名称
- 2 病院又は診療所の所在地
- 3 廃用した診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類、  
形状及びベクレル単位をもつて表した数量
- 4 廃用した理由
- 5 廃用した年月日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。





様式第32号

医療法人事業報告書等届

平成 年 月 日

広島県知事 様

主たる事務所の所在地  
医療法人名  
理事長氏名

印

平成 年度の決算を終了したので、次の書類を添えて届けます。

事業報告書

財産目録

貸借対照表

損益計算書

監事の監査報告書

公認会計士等の監査報告書 (社会医療法人発行債法人に限る。)

医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類  
(社会医療法人に限る。)

純資産変動計算書 (社会医療法人発行債法人に限る。)

キャッシュ・フロー計算書 (社会医療法人発行債法人に限る。)

附属明細表 (社会医療法人発行債法人に限る。)

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第三十二号の二及び別記様式第三十三号中「発給簿本」を「発給申請証明書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の医療法施行細則の様式で行っている申請は、改正後の医療法施行細則の様式で行われた申請とみなす。